

(公印省略)

生 福 第 6 1 6 号

令和 5 年 7 月 28 日

眼鏡給付取扱機関 御中

大分市福祉事務所

生活福祉課長 尾上 典章

医療扶助における治療材料（眼鏡）の給付について（依頼）

生活保護法による医療扶助の実施につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

令和5年5月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知\*に基づき、生活保護受給者から医療扶助における治療材料にて眼鏡の給付の申請があった場合には、給付可否意見書に加え「店頭販売価格」の分かる見積書（所要経費の内訳が分かるもの等）の提出を求めることとなりました。

つきましては、下記の通りの書類が必要となりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

\*「医療扶助における治療材料（眼鏡）の給付に係る取組の徹底について」（社援保発 0531 第1号）

記

1. 給付可否意見書

給付可否意見書の所要経費概算見積の欄に店頭販売価格の記入をお願いします。

給付可否意見書に記入をされない場合でも、別紙添付いただく対応も可能となります。

2. 店頭販売価格のわかる見積書

所要経費の内訳がわかるものの添付をお願いします。

大分市福祉事務所 生活福祉課

医療・介護担当班

電話 097（537）5621（班直通）